

岐共第101号
令和8年9月3日

共同募金会各支会・分会・共同募金委員会
事務局長 様

岐阜県共同募金会事務局長



「富山県令和8年8月大雨災害義援金」の募集へのご協力について

令和8年8月27日から発生した記録的大雨により、富山県では浸水など多数の家屋被害が発生し4市に災害救助法が適用されました。

富山県共同募金会では、下記のとおり被災者への義援金募集を行いますので、お知らせします。

つきましては、貴会管内関係者等への周知及び義援金の取扱いについて、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 名 称 「富山県令和8年8月大雨災害義援金」
2. 義援金受付期間 令和8年8月28日（金）～9月30日（水）
3. 義援金の受付口座

金融機関名	口座番号	口座名義
北陸銀行 県庁内支店	（普）4179362	社会福祉法人富山県共同募金会災害義援金

※上記以外の金融機関からの振込や、ＡＴＭ、インターネットバンキング等を利用する場合は振込手数料がかかります。

4. 支会・分会・共同募金委員会にご協力いただきたいこと
 - (1) 貴会管内関係者等への広報・周知
 - (2) 貴会受入口座への入金や貴会に直接義援金が寄せられた場合等の対応
 - ①お預かりした義援金は適宜本会へ送金していただきたいこと。
送金は、義援金受付期間内に行っていただきたいこと。

【送金先口座】

金融機関・支店 十六銀行 県庁支店
種目・口座番号 普通 0297326
口座名義 社会福祉法人岐阜県共同募金会 災害
フクケンキョウドウホキンカイ サイガイ

- ②お預かりした義援金について、寄付者に対し原則として貴会名義の領収書を発行していただきたいこと。
- ③義援金受付名簿（別紙１）は、必要事項を記入のうえ、義援金を本会へ送金される都度、メールにて提出していただきたいこと。

5. 義援金の税制上の取扱い

本義援金は、税制上の優遇措置が認められる寄付金に該当します。この優遇措置を受けるためには、次のいずれかの書類が必要となります。

- ① 富山県共同募金会が発行する領収書
領収書を希望する場合は、上記の義援金受付名簿（別紙１）の「税控除用領収書希望」欄に○印を記入してください。
- ② 金融機関の振込金受領証及び別紙「富山県令和８年８月大雨災害義援金」募集要綱

6. 義援金の配分

寄せられた義援金は、富山県が設置する災害義援金配分委員会を通じて、被災者へ配分されます。

社会福祉法人岐阜県共同募金会 担当：小水流 TEL：058-201-1591 FAX：058-273-9305 メ-ル：kozuru@gifu-akaihane.or.jp
--